関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十一号

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税定率法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年三月十七日とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表あん摩マッサージ指圧師（主として、中欄に掲げる者では行うことができないと認められる厚生労働大臣が指定する業務に係るものを除く。）の項特定身体障害者の範囲の欄を次のように改める。

次に掲げる視覚障害で永続するものがある者	
一　両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下の視覚障害	
二　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下の視覚障害	
三　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下の視覚障害	
四　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下の視覚障害	

附　則

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府総務省令第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十二条の二　法別表第二の十六の二の項の主務省令で定める事務は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務とし、同表の十六の二の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報とする。	**第十二条の二**　法別表第二の十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に定める情報とする。 一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報 二　予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務　前号に掲げる情報 三　予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務　第一号に掲げる情報